平成２５年（フ）第１４５２号
京都市南区吉祥院中河原里西町16番地　シャルル葛野大路１―Ａ号室、商業登記簿上の本店所在地奈良市南新町19番地の１南新町ビル101
債務者　有限会社ノクス
代表者取締役　信田　賢児
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八ツ元優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午後３時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原15番１
債務者　株式会社岡建
代表者代表取締役　岡安　清盛
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　關野　文士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午後３時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
広島県福山市久松台１丁目22番12号
債務者　株式会社らんぶる
代表者代表取締役　曽根　京子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午前10時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第５８号
神奈川県大和市柳橋２丁目16番地11
債務者　新澤美恵子（旧姓皆川）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　真
4　破産債権の届出期間　平成26年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月15日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６７号
東京都立川市富士見町２丁目32番33号メゾンドノアピア富士見町Ｂ10号
債務者　吉田　和代
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　瑞穂
4　破産債権の届出期間　平成26年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月16日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０２号
横浜市港北区高田西１丁目15番26―601号
債務者　加納　源治
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　弘人
4　破産債権の届出期間　平成26年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７号
東京都世田谷区下馬５丁目21番18号　ＳＥＭＰＲＥ２Ｆ、住民票上の住所広島県福山市霞町１丁目８番18―701号
債務者　曽根　京子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷浩二郎
4　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６２９号
静岡県牧之原市道場197番地９
債務者　増田富美子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山繁二郎
4　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８０号
静岡市駿河区高松3271番地の２
債務者　漆畑　健司
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　史浩
4　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月13日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９号
新潟市東区物見山３丁目６番９号　アーバンヒルズ新潟Ｂ―202
債務者　星野　正行
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　央
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２号
佐賀市北川副町光法1777―８　有料老人ホームちとせ、住民票上の住所広島県安芸郡府中町浜田１丁目３番40―３号
債務者　前原　　徹
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川栄治
4　破産債権の届出期間　平成26年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
大分県速見郡日出町2100番地２
債務者　岡田　利子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　破産債権の届出期間　平成26年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第５号
北海道北見市川東56番地105
債務者　西野　　恵（旧姓日下）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒永　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
大阪府四條畷市南野２丁目９番40号　プリンセス館101号室　栗岡秀文方、住民票上の住所奈良県北葛城郡広陵町大字南103番地１
債務者　栗岡　正行
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　無漏田恭生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係